

2008年5月8日

第2号

発行者 瀬川 信久

編集者 大嶋 明子

消費者支援ネット北海道 ニュースレター

(Hokkaido Consumer Net 愛称:ホクネット)

被害対策委員会準備始まる!

3月12日(水)に道尻豊弁護士、番井司法書士と事務局とで、被害対策委員会設置準備について、話し合いました。

被害対策委員会(仮称)は活動の中心的な位置を占めるだけに選択するテーマはどのようにするのかなどいくつかの観点での話し合いとなりました。

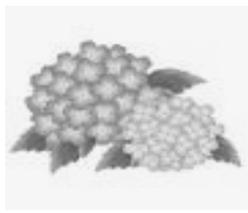
内容は、昨年の設立総会で承認された事業計画に沿って進み、ホクネットの3つの重点活動として、各種消費者被害の実態調査・研究 啓発事業 消費者施策の研究・提言に分け、それぞれの事業ごとにグループ又は部

会を職能・団体に応じてバランスよく選任したほうがよいとの意見ができました。

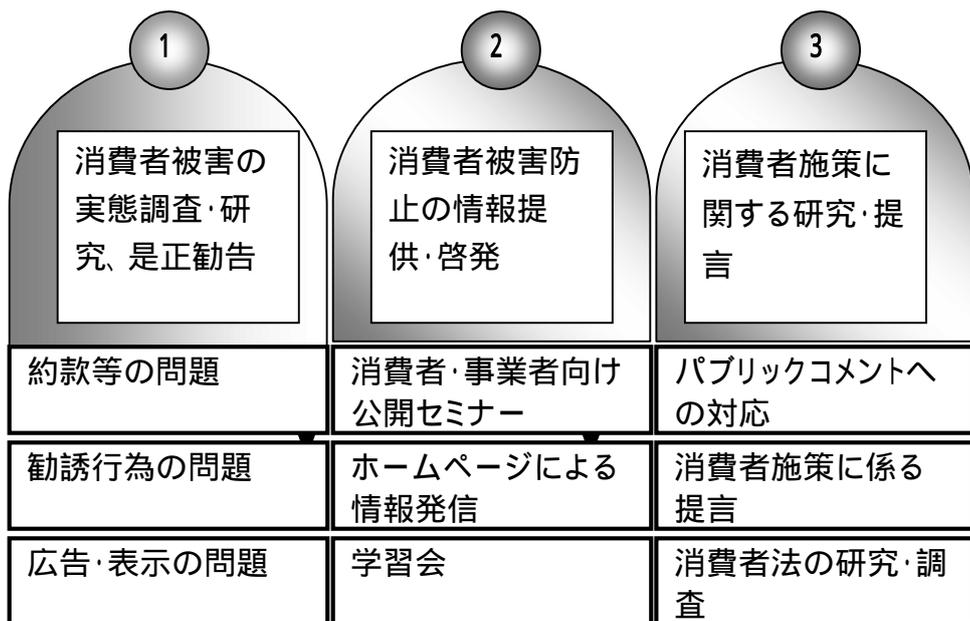
【目次】

- ・被害対策委員会(仮称)準備開始
- ・ホクネットの3つの活動の柱
.....1ページ
- ・割賦販売法・特定商取引法・景品表示法改正案について
.....2ページ
- ・消費者機構日本の事務所を訪問しました
.....3ページ
- ・「オール北海道の底力を!」
- ・ホクネットの動き
- ・編集後記
.....4ページ

個人正会員 193名
個人協力会員 28名
団体正会員 3団体(北海道消費者協会、北海道生活協同組合連合会、北海道労働者福祉協議会)
【2008年4月末現在】



ホクネットの3つの活動の柱



■特定商取引法・割賦販売法・景品表示法改正案



道尻 豊 弁護士

1993年弁護士登録、札幌
弁護士会所属、日本弁護士
連合会消費者問題対策委員
会委員。ホクネット常任理事

政府は、2008年3月、これらの各法律を一部改正する法案を国会に提出しました。予想されるスケジュールでは、5月～6月の審議、成立が見込まれています。本稿でその内容の全てに触れることはできませんが、各法案のポイントをいくつかご紹介します。

1 特定商取引法については、被害の後追いが避けられなかった、訪問販売・通信販売・電話勧誘販売における指定商品・指定役務制をやめ、原則全ての商品・役務を適用対象としています。また、訪問販売において、相手方に勧誘を受ける意思があることを確認しないで勧誘することの禁止、契約を締結しない旨の意思を表示した者への勧誘と勧誘を受ける意思を確認することの禁止が定められ、さらに、過量販売・次々販売に対する民事効として、日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える販売契約を解除できる規定が盛り込まれました。

次々販売にみられるような消費者の支払能力を超える与信契約の締結禁止！

2 割賦販売法については、従来規制の対象外であった2ヶ月以上の1回払い、2回払いも対象とされ、ボーナス一括払いもカバーされるようになります（いわゆるマンスリークリアーは引き続き規制の対象外）。また、クレジット契約を「包括信用購入あっせん」と「個別信用購入あっせん」とに分け、過剰与信防止のため、それぞれ支払可能見込額の調査とそれを超える

契約を禁止しています。そして、悪質商法被害に使われることが多い「個別信用購入あっせん」では規制がさらに強化されており、訪問販売等の場合に、クレジット業者に対し勧誘に関する調査を義務づけ、勧誘に際し不実のことを告げる行為等がある契約の締結を禁止するとともに、購入者がそうした行為を理由にクレジット契約を取り消すことがで

きる規定や、クーリング・オフ、過量販売を理由にクレジット契約を解除できる規定を設けています（取消や解除によって既払金の返還請求が可能）。

特定商取引法と景品表示法にも消費者団体訴訟制度が導入！！

3 独占禁止法と景品表示法については、課徴金の対象となる行為類型を他の事業者を排除することによる私的独占、共同の供給拒絶または商品の数量等の制限、不当に差別的な対価による供給、不当廉売、再販売価格の拘束（～は同一の行為を繰り返した場合）、優越的地位の濫用、不当表示に拡大するとともに、主導的役割を果た

した事業者に対する課徴金の割増しを定めています。

4 「消費者契約法等の一部を改正する法律案」では、事業者の特商法に違反する不当な勧誘や広告、不当な特約の使用などの行為や、景表法に違反する不当表示行為に対しても消費者団体による差止請求ができるものとされています。（消費者団体訴訟制度の対象拡大）いずれの法案

も消費者保護にとって大きな前進で、今国会での成立が強く期待されます。

（記 常任理事 道尻 豊）

適格消費者団体・NPO法人消費者機構日本の事務所を訪ねました！

消費者機構日本

設立年月日
・2004年9月17日

会員数
団体正会員：3会員
(財)日本消費者協会
(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会(NACS)
日本生活協同組合連合会

個人正会員：121名
協力会員：32名
賛助会員：46法人

事務所所在地
東京都千代田区6番町
15 主婦会館プラザエフ
6階

さる3月14日、消費者機構日本(以下機構)の理事兼事務局長の磯部氏にお会いし、当機構の運営状況を聞くことができましたので、その内容をお知らせします。現在、機構の事務局は、関係団体の3団体からの専従職員3名、及び派遣職員、消費生活コンサルタントの各1名の5

名で運営されていました。2007年度の収入実績は約1,400万円で、団体賛助会員からの収入が850万円と収入の約8割を占めています。更に、企業を対象としたセミナー

を50人規模で年2回開催(参加料1人1万円)し、約89万円の収入を生んでいました。講師は、各省や公正取引委員会、弁護士会などに依頼し費用をかけずに実施しているとのことでした。

委員会は被害情報委員会と広報政策委員会の2つの委員会に

当機構の委員会は、被害情報委員会と広報制作委員会があり、これら委員会の委員数は現在、40名とのことでした。被害情報委員会の委員は主にNACS、日本消費者協会、司法書士会、弁護士会が担当し年間約20件(パブリックコメント

は含まず)の申し入れを目標にしているとのことでした。広報政策委員会は消費者団体や有識者が中心となり、広報誌の制作や企業向けセミナーの開催企画、パブリックコメントを担当し、これら委員会の決済等の事務処理、セミナーの企画立

案を事務局が担当しているとのことでした。委員会の問題点として、被害情報委員会は1件当たり2回の検討会で申し入れる予定として計画していましたが、計画よりも検討会の回数が多く、経費もかさがちとのことでした。

団体賛助会員を増やす必要性を

これらの状況をお聞きし、消費者援ネット北海道も今後の活動のためにも北海道同友会や商工会議所の協力を得るなど、団体賛助会員を増やす方法等の検討が必要と感じました。磯部事務局

長には、急な面会依頼にも係支わず、快くご多忙の中時間を割いて頂きました。心より感謝申し上げます。

(記 塩越)

オール北海道の底力！！

悪質商法の相談・予防・啓発にかかわる民間団体、個人が、この「消費者支援ネット北海道」をつくりました。ホクネットの旗印の元に結集しました。全国屈指のオール北海道体制になりました。血の吹き出るような日々の相談対応体験、培ってきた知見、判断力のすべてを傾け、民間のネットワークのよさを生かし、被害道民を一人で

も救い、減らしていきたい。道民の強い身方になりたい、と切に思います。

道立消費生活センターが年間、受ける相談件数は一万件を超えています。契約・購入額は約41億8千万円に上り、その段階で既に約11億5千万円を支払っています。悪質商法の跳梁跋扈ぶりと同時に、相談対応の健闘ぶりを物語る数字で

す。放置しておけば、被害個人ばかりでなく、地域経済に暗い影を落しかねない事態でもあるのです。私たちが、事実上のボランティアとして汗をかく意義があり、無限の社会貢献でもあります。

次ページに続く

「本来、行政が担うべき責務をホクネットのみなさんにやっていただき、まことに申し訳なく、感謝の念に堪えない。せめて運営経費や事務所などを、行政に負担させてくれ、まげて受けとってもらいたい。いずれ行政責任者らが、そう言うはずです。

何しろ、一国の首相が「真に消費者や生活者の視点に立った行政に発想を転換し、悪徳商法の根絶に向けた制度の整備など、消費者保護のための行政機能の強化に取り

組みます」(昨秋の福田康夫首相「所信表明演説」)と言明しているのですから。

むろん、健全で成熟した企業社会であってみれば、ホクネットの苦闘ぶりを放っておくはずがありません。砂漠に木を植える「海外貢献」をしたり、マラソン大会などに投じる莫大な広告宣伝費の一部を、悪質商法被害防止・救済に割く時代がやってくるでしょう。

その日まで、辛抱です。「地の塩」として、コツコツと実績を積み上げていきたい。やるだけの価値のある仕事です。16、17世紀英国の宗教家・詩人ジョン・ダンの詩の一節は「Each is a piece of the continent, A part of the main. (中略) For whom the bell tolls, it tolls for thee.」です。人助けしてこそ、自分も救われる、と。オール北海道の底力を発揮したい。

(記 副理事長 島田 昭吉)

ホクネットの動き

5月

・5月17日(土)理事会
午後より ホクネット公開セミナー
(割賦販売法・特定商取引法改正とその活用) 講師:池本 誠司弁護士

6月

・6月21日(土) 通常総会

お知らせです!

総会のお知らせ

・日時: 6月21日(土) 午前10時~12時
総会終了後

消費者機構日本の活動について報告
(消費者機構日本 磯辺事務局長)

・場所: エルプラザ 4階大研修室

* 5月にあらためて総会のご案内をいたします。

ホクネットのホームページが公開されました!!

<http://www.e-hocnet.info/>

編集後記

今年の桜の開花が例年より早いとのニュースが流れていました。

6年ほど前、3月末に九州旅行に行ったときのことで。満開の染井吉野があまりにも見事で思わず立ち尽くしてしまいました。空を見上げるとそこは桜の海で、手を伸ばすとすぐそこに桜の花びらを手にすることができました。

桜の花の生涯は短く、散りざわも見事です。だからこそ、いとおしく思えるもの。日本人社会は、かつて潔さが美德とも言われました。しかし、今は…。

人の世の移り変わりとは関係なく、また今年も桜の季節がこよよとしていきます。(A.O)

情報提供をお願いします。

消費者支援ネット北海道では、消費者被害の情報提供を受け付けています。

ご自身の体験、身内、友人など被害にあわれた方は情報をお寄せください。電話・FAX 又は e-mail で受け付けております。



消費者支援ネット北海道 (愛称:ホクネット)

〒060-0004
札幌市中央区北4条西12丁目
ほくろうビル4F

TEL: 011-221-5884
FAX: 011-221-5887

E-MAIL

Info_hokkaido@hocnet1222.jp

URL

<http://www.e-hocnet.info/>

